

核燃料税及び核燃料税交付金の見直しに関する意見書

昨年４月に廃炉となった敦賀発電所１号機、さらには廃止措置が進むふげんについてもいまだに多数の使用済核燃料が敷地内に存在しているのが本市の現状である。

そのような中、福井県においては、本年１１月に福井県核燃料税条例の更新時期を迎えるに当たり、県内各原子力発電所に貯蔵される使用済核燃料に新たに課税する核燃料税の見直しを検討していることが明らかになった。

長期間にわたる使用済核燃料の発電所敷地内での貯蔵が常態化することがないように、早期県外搬出を促すことを趣旨とした新たな課税については、理解するものである。

しかし、核燃料税等の見直しについては、廃炉に伴う対応を余儀なくされ、市の財政にも大きく影響を受ける立地地域としては、立地市町の実情を踏まえた対応が図られているか不透明である。

よって、福井県においては、廃炉を有する立地地域の実情を理解いただき、下記の事項について特段の配慮を図られるよう、強く要望する。

記

- 1 使用済核燃料を新たに課税対象とする核燃料税等の見直しに当たっては、現に発電所を有する立地市町の実情を踏まえた配分割合とすること。
- 2 核燃料税等の見直しについては、立地市町と十分に協議すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２８年 ３ 月 ２ ２ 日

敦 賀 市 議 会